



人と企業のトータルブレーン

令和 2年 10月 21日 第 114 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
T E L 0 6 - 6 3 5 9 - 8 8 1 2
F A X 0 6 - 6 3 5 9 - 8 7 9 9
H P http://mac-8812.co.jp
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

事業承継の準備は お済ですか？

事業承継は後継者の育成期間も含めると
5年から10年かかると考えられています。

親族内承継における類型ごとの対応策例		
人の承継	財産の承継 (税負担への対応)	財産の承継 (株式・事業用資産の分散防止)
後継者の選定・育成	暦年課税贈与	生前贈与
親族等との調整	相続時精算課税贈与	安定株主の導入
従業員・取引先・金融機関との事前協議	非上場株式等についての相続税及び贈与税 の納税猶予・免除制度	遺言の活用
経営承継の実行		遺留分に関する民法特例
連帯保証債務の引継	持株会社の設立	買収資金等の調達
	小規模宅地の特例	自社株会に関するみなし配当の特例
	退職金	会社法上の制度の活用
		名義株の整理
		所在不明株主の整理

相続が発生してからでは手遅れです。
事業承継もお考えの方はお気軽に担当者まで
ご相談下さい。